別　紙

# 新潟県登録調査員研修実施細則

## １　趣　旨

新潟県統計調査員確保対策事業実施要綱７の(2)及び８の(3)に規定する研修の実施については、この細則に定めるところによる。

## ２　研修の種類

登録調査員研修は、基礎研修、定期研修及び新潟県登録調査員研修とする。

## ３　基礎研修

(1)　目　的

新規登録調査員に対し、統計調査員の業務一般に共通する基礎的な知識、技能を付与することを目的とする。

(2)　実施者

市町村

(3)　研修の場所及び時期

新規登録調査員の住所、人員その他の事情を勘案して、登録後速やかに受講できるよう配慮し、適切な地域において行う。

(4)　研修の方法

主として講義方式によって行い、適宜質疑を入れるものとする。

(5)　研修事項

統計調査の種類と仕組み、統計調査員の役割、関係法規、その他統計調査の業務一般についての基礎的知識、技能に関する事項とする。

(6)　講　師

原則として、市町村統計主管課の職員を充てる。

(7)　その他

受講者には、「統計調査員のしおり」を交付する。

## ４　定期研修

(1)　目　的

原則、基礎研修を終了した者に対し、統計調査員としての業務を円滑に遂行するために必要な統計一般についての、より広い知識、技能を付与することを目的とし、必要に応じ実施

する。

⑵　実施者

市町村

⑶　研修の場所及び時期

登録調査員の住所、人員その他の事情を勘案して、随時、適切な地域において行う。

⑷　研修の方法

講義、講演、体験発表、実習等の方法を適宜併用して行う。

⑸　研修事項

面接技法、話し方、統計の利用事例、その他各地域の事情に応じ必要な事項とする。

⑹　講　師

適宜、必要な者を充てる。

## ５　新潟県登録調査員研修

⑴　目　的

登録５年未満の者に対し、基礎的、実践的な知識、技能を付与することを目的とする。ただし、必要に応じ登録５年以上の者も対象とする。

⑵　実施者

国及び県

⑶　研修の場所及び時期

登録調査員の住所、人員その他の事情を勘案して、随時、適切な地域において行う。

⑷　研修の方法

講義、講演、体験発表、実習等の方法を適宜併用して行う。

⑸　研修事項

面接技法、話し方、統計の利用事例、その他必要な事項とする。

⑹　講　師

原則として、県統計主管課の職員を充てる。